

1. 議事日程

(産業厚生常任委員会)

令和7年 9月19日
午前10時00分 開議
於 安芸高田市議場

1、開 会

2、議 題

(1) 議案審査【市民部】

①議案第55号 安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する
条例

(2) 議案審査【福祉保健部】

①議案第56号 安芸高田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例

(3) 所管事務調査【福祉保健部】

①歯と口腔ケアに関すること

(4) 報告事項【保健福祉部】

①吉田地区認定こども園の進捗状況について

(5) 報告事項【建設部】

①下水道等加入促進対策について

(6) 陳情・要望等について

①女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな推准を求める陳情

3、その他

(1) 閉会中の継続調査委について

4、閉 会

2. 出席委員は次のとおりである。(8名)

委員長	南 澤 克 彦	副委員長	新 田 和 明
委員	佐々木 智 之	委員	熊 高 慎 二
委員	浅 枝 久美子	委員	宍 戸 邦 夫
委員	金 行 哲 昭	委員	秋 田 雅 朝

3. 欠席委員は次のとおりである。(なし)

4. 委員外議員（なし）

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名（16名）

市	長	藤本悦志	副	市	長	杉安明彦																										
市	民	部	長	内藤道也	福	祉	保	健	部	長	井上和志																					
建	設	部	長	佐々木宏	教	育	次	長	柳川知昭																							
市	民	課	長	久城恭子	児	童	保	育	課	長	佐藤弘美																					
健	康	・	こ	ども	未	来	課	長	深田京子	下	水	道	課	長	山崎勝宏																	
市	民	課	窓	口	係	長	泉理恵	児	童	保	育	課	児	童	保	育	係	長	立川栄理香													
健	康	・	こ	ども	未	来	課	健	康	推	進	係	長	井木みつ恵	健	康	・	こ	ども	未	来	課	こ	ども	家	庭	セ	ン	タ	ー	長	津賀山和範
下	水	道	課	業	務	係	長	川崎宏和	下	水	道	課	下	水	道	係	長	佐々木覚朗														

6. 職務のため出席した事務局の職氏名（4名）

事	務	局	長	高藤誠	事	務	局	次	長	國岡浩祐
総	務	係	長	日野貴恵	主	事				波多野奈美

~~~~~○~~~~~

午前 10時00分 開議

○南澤委員長 ただいまの出席委員は8名です。定足数に達しておりますので、これより第6回産業厚生常任委員会を開会いたします。

本日の議題は、お手元にお配りしております会議日程のとおり9月8日の本会議において付託のあった、2件の議案審査、1件の所管事務調査、2件の報告、1件の陳情要望の審査を行います。

議事に先立ち、藤本市長から挨拶を受けます。

藤本市長。

○藤本市長 皆さんおはようございます。本日は2件の議案審査、そして1件の所管事務調査、2件の報告案件がございます。

詳細については担当職員のほうが資料に基づいて御説明をいたします。どうかよろしく願いいたします。

○南澤委員長 それでは議事に入ります。

これより市民部に係る議案審査を行います。

議案第55号、安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

久城市民課長。

○久城市民課長 おはようございます。よろしく願いします。

議案第55号、安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、要点の説明をいたします。

説明資料を御覧ください。

改正の趣旨です。

現在、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、標準準拠システムへの移行準備を進めています。

印鑑登録証明書への男女の別の記載については、総務省通知では、性同一性障害、性的指向、性自認に配慮して記載しない取扱いを可能としていることから、標準準拠システムへの移行を機に、男女の別の記載を廃止するため、所要の改正を行うものです。

改正内容は、該当する条文より、男女の別の文言を削除いたします。施行日につきましては、規則で定める日です。

以上で要点の説明を終わります。

○南澤委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

佐々木委員。

○佐々木委員 今回の改正なんですけども、標準準拠システムの移行に伴いということなんですけども、このシステムへの移行はもう既に済んでいて、条例改正された後は、すぐ印鑑証明の男女の別は削除されるということの理解でよろしいでしょうか。

- 南澤委員長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。  
久城課長。
- 久城市民課長 標準準拠システムへの移行日の移行の日程がまだ未定となっております。  
です。施行日のほうは規則で定める日ということになっております。  
以上です。
- 南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。  
秋田委員。
- 秋田委員 今質問がありましたけども、標準準拠システムへの移行に伴う経費的なことは、何かあるんでしょうか。
- 南澤委員長 答弁を求めます。  
暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時04分 休憩

午前10時04分 再開

~~~~~○~~~~~

- 南澤委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
答弁を求めます。  
内藤市民部長。
- 内藤市民部長 この標準システムへの移行につきましては、一括して経費のほうを総務のほうで予算、総務部の財産管理課のほうに予算を立てまして、システム改修を進めております。  
その中の1つの項目が印鑑登録のシステムということになりますので、今回のこの条例改正に伴って、何か別途経費がかかるということはありません。  
以上です。
- 南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。  
金行委員。
- 金行委員 そうすると、この改正の趣旨でございますよね、これ性同一性障害、性的な趣旨等々の性的な配慮をして、男女共同参画社会を実現するというのが、根本的な精神の下に、こういうことになったと私は思ってるんですけど、それで間違いないですかね。
- 南澤委員長 答弁を求めます。  
内藤市民部長。
- 内藤市民部長 今回改正をさせていただく背景として2つあるというふうに考えています。  
1つは性的少数者、要は性的マイノリティの方々への配慮。それから、今おっしゃっていただいた男女共同参画の社会の実現、こういったところが今回の狙いになります。

- 以上です。
- 南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。  
新田委員。
- 浅枝委員 今いろいろ聞かせていただきましたけども、これ市民への周知はどのような形で今お考えでしょうか。
- 南澤委員長 答弁を求めます。  
久城課長。
- 久城市民課長 ホームページ等を利用して、させていただこうと考えております。  
以上です。
- 南澤委員長 新田委員。
- 新田委員 ホームページを見られない方もいらっしゃると思うんですね、市民の中には。  
だから、市広報とか、例えば今LINEを積極的に使っていただいていますけども、その辺の周知も必要かなとはちょっと考えるんですが、その辺のお考えありますか。
- 南澤委員長 答弁を求めます。  
久城課長。
- 久城市民課長 今言われたLINE等も利用して、LINE広報を利用して周知していきたいと考えます。  
以上です。
- 南澤委員長 新田委員。
- 新田委員 よく理解できました。  
あとは、例えば今回の制度導入と同時に、いろんな意見が恐らく出てくると思うんで、そこはしっかり周知していただきたいと思うんで、その辺もし最後お考えがあれば伺いたいんですが。
- 南澤委員長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤本市長 お答えいたします。新田委員のおっしゃるとおりに、いろんな反応があるかと思えますんで、広報の段階でしっかりと丁寧に背景等も記しながら、皆さんに説明をしていきたいと思えます。  
そして上がってきた御意見についても、丁寧に対応させていただきたいと思えます。  
以上です。
- 南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕
- 南澤委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。  
〔討論なし〕
- 南澤委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第55号、安芸高田市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○南澤委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第55号の審査を終了いたします。

ここで説明員の入替えのため暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時09分 休憩

午前10時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○南澤委員長

休憩を閉じて、会議を再開いたします。

これより福祉保健部に係る議案審査を行います。

議案第56号、安芸高田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

佐藤児童保育課長。

○佐藤児童保育課長

おはようございます。

それでは、議案第56号について説明をいたします。

説明資料1ページ、1番、条例制定の経緯について御説明します。

本条例は、令和8年4月1日から全国で実施される新たな通園給付である、こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）を実施する上での、設備及び運営に関する基準を条例に定めるものになります。

基準を条例で定めるに当たり、各市町村は、内閣府令に定める基準に従う又は基準を参酌することとされており、本市においても、内閣府令に定める基準を基に条例を制定いたします。

続いて2番、事業の概要については、下の表のとおりです。

満3歳未満の保育所等に通っていない子どもを対象に、保護者の就労要件などを問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で柔軟に保育を受けられるという制度になります。

続いて3番、基準の設定についてです。

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を市が条例で定める際には、国の基準に従うもしくは、国の基準を参酌するのいずれかの方法を取るようになります。

従うべき基準又は参酌すべき基準は、各条文ごとに決められており、一覧は以下の表のとおりです。

従うべき基準とは、条例の内容を直接拘束する。必ず適合しなければならない基準です。

ただし、基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは認められております。

参酌すべき基準とは、十分参照しなければならない基準です。

市が国の基準を十分に参照した結果であれば、地域の実情に応じて国の基準と異なる内容を定めることが認められております。

本市における基準の設定の考え方は、次のページで説明をする2つの項目以外は、全て国の基準と同一の基準となるようにしております。

資料2ページを御覧ください。

先ほど御説明したとおり、基本的には市で定める基準は国の基準とほぼ同じ内容になりますが、第21条及び第25条の2つの項目につきましては、国の基準よりも厳しい基準を設定することとしております。

表のとおり、国の基準では、乳児室の面積は乳児1人当たり1.65平方メートル以上必要ですが、本市の基準では3.3平方メートル以上といたします。

これは、ほふくを始めた乳児にも、ほふく室と同等の面積を確保できるようにすること、また、同様の基準を設けております、広島県条例との整合を図るため、こうした基準設定としております。

施行期日は令和8年4月1日を予定しています。

説明は以上でございます。

○南澤委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

熊高委員。

○熊高委員 説明資料1ページ、2番、事業概要の中で、利用対象者とありますが、安芸高田市での対象人数についてお伺いをいたします。

○南澤委員長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

佐藤課長。

○佐藤児童保育課長 2025年4月1日の保育所の入所者数、未就園児数は、0歳児が73名、1歳児が29名、2歳児が24名となっております。

この0歳児の中には、6か月より前のお子様も含まれておりますので、これよりは少し少ない数値となっております。

○南澤委員長 熊高委員。

○熊高委員 続いて、利用時間についてなんですけども、試行的に実施されている自治体では、月10時間というのが多かったように思いますが、安芸高田市では利用可能枠というのは何時間を想定されてますでしょうか。

○南澤委員長 答弁を求めます。

佐藤課長。

○佐藤児童保育課長 先ほどおっしゃられましたとおり、今年度他市町で試行的に行われております制度につきましては、月10時間以内の利用が可能となっております。

ただし、安芸高田市で制度開始となります令和8年度以降につきましては、まだ国の方針が未確定の段階でございます。

現時点での利用可能時間は未定となっております。

○南澤委員長

熊高委員。

○熊高委員

ちょっと先ほどの答弁とかぶるんかもしれないですけど、利用料については、やはり月300円ぐらいが多かったと思いますけども、同じような御答弁になるかもしれませんが、安芸高田市での料金はどのようにお考えかお伺いいたします。

○南澤委員長

答弁を求めます。

佐藤課長。

○佐藤児童保育課長

先ほどと同じ答弁にはなりますが、令和8年度以降の国の方針がまだ未確定となっております。

現時点では未定でございます。

○南澤委員長

熊高委員。

○熊高委員

最後にもう一点なんですけども、本人負担と、併せて国とか県とか市の補助率によって費用が発生すると思うんですけども、国県市の補助率が今分かるものがあれば教えてください。

○南澤委員長

はい、答弁を求めます。

佐藤課長。

○佐藤児童保育課長

今年度他市町で試行的に行われておりますこの制度につきましては、子ども1人当たり、保護者の負担が300円。

国からの補助でございますけれども、保護者の負担も1時間当たり300円。国からの補助につきましても、0歳児が1時間当たり1,300円。1歳児が1時間当たり1,100円、2歳児が1時間当たり900円となっております。

○南澤委員長

ほかに質疑はありませんか。

金行委員。

○金行委員

この事業は今からですか。今、一時預かりというのがございますよね。それとの違いはあるんですか。

○南澤委員長

答弁を求めます。

佐藤課長。

○佐藤児童保育課長

一時預かりの主な目的は、保護者の緊急時やリフレッシュ、冠婚葬祭などの一時的な家庭の事情に対応することとなっております。子どもの保育が一時的に困難となった際に、それを代替をする役割を担っております。

一方、こども誰でも通園制度は、保護者の就労要件に関係なく、子どもの健やかな発達を継続的に支援することが目的となっております。家庭では得られない集団生活の経験を通じて、子どもの社会性を育むことを目指しております。

一時預かりが保護者の緊急的なニーズに応えるためのサービスであることに対しまして、こども誰でも通園制度は、全ての子どもの成長を長期的に支えることを目的とした、子育て支援の仕組みとなっております。

- 南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。  
秋田委員。
- 秋田委員 説明書の2番目に事業の概要ということで、実施場所が保育所と認定こども園となっております。  
それで、条例のほうを見ますと、6ページに、乳幼児通園支援事業の区分で余裕活用型乳児等通園支援事業ということで、保育所と認定こども園が出てるんですが、その中に家庭的保育事業等とかいうのがあるんですけど、このことは本市には全然該当しないというふうに理解してもいいんですか。
- 南澤委員長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。  
佐藤課長。
- 佐藤児童保育課長 家庭的保育でございますけれども、安芸高田市では実施しておられる施設がございませんので、ございません。
- 南澤委員長 秋田委員。
- 秋田委員 あと今後最低基準の向上ということで、市長が安芸高田市子ども・子育て会議の意見等を聞いて、設備及び運営向上させるというのが第3条でうたってあるんですけど、こういう会議には、これまでの市長も含めて、そういったところへは参加されたり、今回またこれは8年から8年の4月から実施されるんですけど、そういうことを市長は取り組んでいかなきゃいけない部分があるんでしょうか。
- 南澤委員長 答弁を求めます。  
佐藤課長。
- 佐藤児童保育課長 子ども・子育て会議委員の中に、市長はおられませんので、会議自体に参加されるということは想定しておりません。
- 南澤委員長 秋田委員。
- 秋田委員 だから、想定はされていないということなんですけど、勧告をするということ、勧告はどんな状況が出てくるんか分かりませんが、ちゃんと3条ではうたってあるので、そうしたときには市長がきちんとそういう会議の中で意見を出して、こうしなさいよとかいう形になるんでしょうか。
- 南澤委員長 答弁を求めます。  
佐藤課長。
- 佐藤児童保育課長 おっしゃるとおりでございます。
- 南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。  
佐々木委員。
- 佐々木委員 説明資料1ページの2番、事業の概要の実施場所についてなんですけども、市内全て、今後も含めて、この施設は全てが対象になっていくの

かお伺いします。

- 南澤委員長 答弁を求めます。  
佐藤課長。
- 佐藤児童保育課長 対象、全てが対象施設ではございますが、それぞれの施設において、この事業を実施するかどうかは検討していただくこととなっております。
- 南澤委員長 佐々木委員。
- 佐々木委員 ということは、基準としては全ての施設が満たしているという理解でよろしいでしょうか。
- 南澤委員長 答弁を求めます。  
佐藤課長。
- 佐藤児童保育課長 はい、基準を満たしております。
- 南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。  
新田委員。
- 新田委員 先ほどのところにちょっとダブるんですけども、1ページの2のところの事業概要のところの、利用対象者0歳6か月から満3歳未満ということがあるんですが、本市の場合は、在宅育児世帯支援給付金ってのが準備されてるんですが、非常に使いやすいということで好評いただいていると思ってたんですが、その辺のちょっと兼ね合いを御説明いただけますか。
- 南澤委員長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。  
佐藤課長。
- 佐藤児童保育課長 今回お示ししましたこども誰でも通園制度は、入所ではございませんので、在宅育児世帯の給付金はそのまま御利用いただけます。
- 南澤委員長 新田委員。
- 新田委員 あと、かなり充実されているということで、保育士が実際本市足りてるのかどうか、その辺、来年の4月に間に合うのかどうか、その辺がもし状況が分かれば答弁いただけますか。
- 南澤委員長 答弁を求めます。  
佐藤課長。
- 佐藤児童保育課長 やはりこれからになります。  
ただ、定員の空き、空いている枠、この中での預かりは可能ではないかと考えております。
- 南澤委員長 新田委員。
- 新田委員 かなり保育士さんの処遇改善等々市がしっかり取り組んでいただいて、奨学金返済等々も力入れてくださってるのもよく理解をさせていただいています。  
ただ、そういった人材がやっぱ少ないってのも事実だし、そういった人材がほかの仕事もされているということも伺ってますので、その辺をもうちょっと早めにされる考えがあれば、求人ですね、答弁いただければと思うんですがどうなんでしょうか。

- 南澤委員長 答弁を求めます。  
佐藤課長。
- 佐藤児童保育課長 私立の職員の募集につきましては、その各法人で実施されることですので、こちらのほうでは早くできるかどうかにつきましては回答できません。  
公立につきましては、現在正規職員がおります。あわせて会計年度任用職員の募集時期につきまして、早く募集ができるかどうかにつきましては、担当部署と検討する必要があると思います。
- 南澤委員長 新田委員。  
○新田委員 最後1点伺いたいたんですが、今年7月にこども家庭庁から文書が届いてると思うんですけども、この内容の一番最後のところで、もう既に本市はされてると思うんですが、乳児等通園支援事業者に対して、事故等の発生による保障を円滑に行うことができるようにということで、損害賠償等の保険を任意で入るようにということで、恐らく通達が出るのかなと思うんで、その辺市としての考えがもしここで答弁できればお願いしたいんですが。
- 南澤委員長 答弁を求めます。  
佐藤課長。
- 佐藤児童保育課長 公立につきましては、今も現在園児のほうに保険の方に加入をしております。  
私立の園児につきましても、保険の加入をしていただいております。
- 南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。  
熊高委員。
- 熊高委員 利用するに当たり、事前の申込みというのが必要だと思いますけども、申込み開始の時期はいつ頃を想定されていますか、お伺いいたします。
- 南澤委員長 答弁を求めます。  
佐藤課長。
- 佐藤児童保育課長 先ほどから未定ばかりを申し上げて申し訳ないんですけども、まだ国のほうからの通知が全く来ておりませんので、現時点では未定となっております。
- 南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕
- 南澤委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。  
〔討論なし〕
- 南澤委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより、議案第56号、安芸高田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○南澤委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第56号の審査を終了します。

続いて、所管事務調査を行います。

歯と口腔ケアに関することを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

深田健康・こども未来課長。

○深田健康・こども未来課長

それでは1、歯と口腔ケアに関することについて説明いたします。

資料1を御覧ください。

1ページ、1、歯周疾患検診事業についてです。

(1) 歯周病について、歯周病は、歯周病菌によって歯茎が炎症を起こし、進行すると歯を支える歯肉組織が破壊され、歯を失う原因になります。

また、口の中だけの問題ではなく、糖尿病や心筋梗塞、脳梗塞などの生活習慣病のリスクを高め、悪化させることが近年の研究によって明らかになっています。

初期には症状が出にくい疾患ですので、定期的に歯科医院で検診を受け、日頃から正しい口腔ケアを習慣化させることが大切です。

次に(2)の歯周疾患検診の対象者数と想定受診者数、受診者数、受診率です。

2022年度から2024年度の状況は表のとおりです。

この事業は、2024年度から新たに20歳と30歳を、歯周疾患検診の対象に加え、80歳まで10歳刻みの方を対象としております。

受診率は年々減少傾向にあり、年齢別に見ると、若い年代層の受診率が低い状況です。

受診率を上げ、早期に治療に結びつけるため、案内通知に行動変容を促すような週疾患に関する情報やリスク、受診方法、10年に一度の無料で検診が受けられるチャンスであることなどを掲載し、受診勧奨を行っていきたいと思います。

また、若い世代の方には、SNS等を活用し、受診勧奨に努めてまいります。

2ページをお開きください。

(3) 検診に係る委託料です。

1件当たり4,863円で、全額助成しているところです。

この事業に対しては、県あるいは後期高齢者医療広域連合から補助金の対象となっています。

(4) 対象者に対する告知方法です。

対象者には個別通知を行い、広報誌や安芸高田市公式LINE、Facebook、ホームページ等で勧奨を行っています。

各庁舎や市内各歯科医院には、3ページに添付しております、受診勧奨用のポスターを掲示しています。

来月には、健康づくりを推進する食生活改善推進員、健康あきたかた21推進委員の協力を得て、ゆめタウン吉田店で、食生活やがん検診の啓発に加え、歯周疾患についての啓発イベントを行います。そのほか、各種健康イベントにおいて、歯の健康に関する啓発を行っています。

次に、2、安芸高田市の歯科疾患状況についてです。

国民健康保険被保険者では、歯科医院の受診者数は年々減少傾向にあり、歯科の医療費も減少しています。

一方で、後期高齢者医療被保険者では、後期高齢者被保険者数の増加に伴い、歯科医院の受診者数、歯科の医療費ともに増加しています。

歯肉炎・歯周病治療率は、歯科の総医療費に占める歯肉炎、歯周病治療費の割合を記載しています。

歯科治療は虫歯の治療に注目されがちですが、治療費ベースで見ると、歯周病などの占める割合が非常に高いことが分かります。

国全体の歯科の医療費においても、77.8%が歯肉炎と歯周病にかかる医療費となっています。全国的にも多い疾患と言えます。

2022年度広島県歯科保健実態調査によると、歯周病と糖尿病に関係があることを知っている人の割合は、46.9%にとどまっており、健康ひろしま21第3次計画には、歯周病と糖尿病等生活習慣病との関係について、さらなる意識の向上が必要とあります。

本市においても、この関連性について意識向上を図り、早期発見、早期治療で、歯科の医療費のみならず、生活習慣病の医療費削減にもつなげていきたいと思えます。

最後に3、いい歯の表彰式です。

はつらつ家族表彰は、前年度の3歳児健診対象者に個人通知し、親子とも虫歯などのない方で、希望者を表彰しています。昨年度は4組でした。

8020表彰は、安芸高田市の歯科医師会の先生の推薦により、80歳以上で20本以上の自分の歯がある方を表彰しています。

昨年度は48人でした。

これからも、口の健康の保持・増進を行うため、定期的な歯科検診の受診勧奨や、日常生活においては、正しい口腔ケアの方法を広く周知し習慣化させることで、健康寿命の延伸に努めてまいりたいと思えます。

以上で説明を終わります。

○南澤委員長

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

佐々木委員。

○佐々木委員

まず1ページなんですけども、2024年度から20歳、30歳の無料健診の

ほうを始められたということで、それによって率はその年の16.7%ということで下がっているんですけども、そこを除いたときの、これまでやられていた40歳以上のところでの傾向というか、数字の分析というところをちょっと教えていただければと思います。

○南澤委員長 ただいまの質疑に対し答弁を求めます。

深田課長。

○深田健康・こども未来課長 ただいまの御質問ですけれども、2022年度、23年度は、40歳から80歳までの検診となっており、24年度から20歳から80歳までの検診となっています。

20歳、30歳と受診率を除いてみますと、40からな80歳では18.6%となっており、いずれも昨年度と比べると、低くなっております。

以上です。

○南澤委員長 佐々木委員。

○佐々木委員 下がった要因っていうところが、今の段階でもし分かればというか、要因これが考えられるなというところがあれば教えてください。

○南澤委員長 答弁を求めます。

深田課長。

○深田健康・こども未来課長 まず受診勧奨ですけれども、最初に通知を送らせてもらうんですけども、そのときに行動変容が起こりやすいような通知文書にしてなかったなというちょっと反省点があります。

検診に行かれない理由はいろいろあると思うんですけども、忘れていたとか、行こうと思っていたけどタイミングが合わなかったであるとか、面倒くさいとか、あと治療が怖いであるとか、あとお金がかかるとかいろいろあると思うんですけども、この検診を受けられる行動っていうのが、日常生活において自然といろんなことが習慣的に行っていることがあると思うんですけども、この検診の行動が1年に一度必ず受けるんだよというふうに習慣化するような働きかけをしていきたいなと思っております。

どの情報がそれぞれの人に届くかっていうのは、人それぞれだと思うんですけども、案内文書の中には、歯周疾患のリスクはもう若いときから起こっているっていうことであるとか、10年に一度のチャンスであるということ。また身近な歯科の先生で受診が可能であることとかも、そういったことも記載したものを掲載していきたいと思っております。

ちょっと話は変わるんですけども、本市では総合健診、人間ドック、こういったところで特定健診を行っているんですけども、特定健診の受診率は県内でもとてもよくて、ここ10年以上の上位を示しております。

こちらの方がやっぱり市民の方に、年に1度は検診に行くものだというような意識が定着しているのではないかなというふうに思っております。

毎年春先に検診の申込みを受けるんですけども、そのとき必ずある電話の問合せで、私は残念ながら都合がつかなくせっかく通知をいただいたんですけども、検診に行くことができませんというような連絡も受けることがあります。

とてもうれしい連絡なんですけれども、このことを見ても、検診を受けるものだという意識は定着しているんだなということを感じさせてもらいます。

長年旧町時代からずっとこの検診を受けようということで、受診勧奨してまいりましたけれども、その成果が出ているのだなということを実感しているところです。

このように、歯科検診もこういった受けないといけないなというふうな意識になっていただけたらと思うんですが、大変時間はかかりますし、繰り返し啓発をしていく必要があると思っております。

今後におきましても、歯科医院の先生方と連携を取りながら、今後どのように検診を進めていったらいいか、また事業のほうを考えていきたいと思っております。

以上です。

○南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。

浅枝委員。

○浅枝委員 対象者のほうに配布される手紙のほうのことなんですけど、受診できる病院の一覧表とかは添付されてるんでしょうか。

○南澤委員長 答弁を求めます。

深田課長。

○深田健康・こども未来課長 今現在、通知文書の中には安芸高田市17医療機関で検診が受けれるように通知をしております。

○南澤委員長 浅枝委員。

○浅枝委員 そちらの歯科医には、日曜日に受診できる病院とかいうのはございますでしょうか。

○南澤委員長 答弁を求めます。

深田課長。

○深田健康・こども未来課長 日曜日に受けれる歯科医院のほうはございません。

○南澤委員長 浅枝委員。

○浅枝委員 やはり若い方たち、平日お仕事されてます、若い方に限らずなんですけど、やはり日曜日に開いてると行ってみようかというふうな気持ちになられると思います。

その辺は市のほうから要望とか、歯科医のほうに出されるとかいう御検討というのはいかがでしょうか。

○南澤委員長 深田課長。

○深田健康・こども未来課長 日曜日というちょっと提案とかは今はないんですけども、去年から20歳、30歳、若い方の検診の対象を上げておりますので、今広島県の

ほうで広域で受けれるように、広島県内で広く受け入れるように、体制が整えることができないかといったところは要望は出しているところです。

若い方は市外に勤めておられる方もいらっしゃいますし、20歳の方でしたらが学生さんもいらっしゃると思いますので、学校帰りであったり仕事帰りで気軽に受けれるような体制も、今後考えていく必要があるなというところは考えております。

○南澤委員長 ほかには質疑はありませんか。

秋田委員。

○秋田委員 2ページが一番上に検診に係る委託料ということで、22年度から24年度に推移を示されておられるんですが、これは単純に受診者数が2024年度は少し増えてるけど、22年度よりは少ないんですが、そうした単価が、委託単価が4,863円ということで、単純に人数で割っていったら、そういうこの推移になっていくというふうなことでよろしいんですね。

○南澤委員長 答弁を求めます。

深田課長。

○深田健康・こども課長 そのとおりでございます。

○南澤委員長 秋田委員。

○秋田委員 対象者数が(2)の対象数ということで示されていて、これはかなり2024年度は今度は増えるんですね。そういう流れの中で今後も続けていかれるということは、2025年度に向けては、対象者数も増えていき、あるいはその人たちが受ける、20歳、30歳の方が受けれるようになったので、そこら辺りが増えていくと、もちろん委託料も増えていくという、そういう想定をされていらっしゃいますか。

○南澤委員長 答弁を求めます。

深田課長。

○深田健康・こども課長 対象者数が増えれば、また受診勧奨もすると、受診される方も増えてくると思いますので、委託料も増やしていく必要があると思います。

今の健康増進の推進費補助金のほうで3分の2ほど県から補助をいただいています。

また後期高齢者医療広域連合のほうの補助金でも3分の2ほど補助金のほうをいただいております。

○南澤委員長 秋田委員。

○秋田委員 増やしていくのはもちろんそうだと思うんですが、今度は委託単価ですよ、そこら辺り変わってくるようなことはもうないんですか。このままでずっと4,863円でいかれるんですか。

○南澤委員長 答弁を求めます。

深田課長。

○深田健康・こども課長 近隣市町を見ましたら、安芸高田市よりも少し高めで設定している町のほうが多いんですけども、この単価につきましては、いずれにし

でも市内の歯科医師の先生方と相談しながらになってくると思います。

○南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。

佐々木委員。

○佐々木委員 2ページの(4)番、対象者への告知方法の中の④番なんですけど、先ほど10月の話、予定のほうで話をされたんですけども、過去の事例と、今年度はもう既にやったのかどうかっていうところを教えてくださいなればと思います。

○南澤委員長 答弁を求めます。

深田課長。

○深田<sup>健康・子ども課長</sup> 今までも道の駅であるとか、ゆめタウンのほうで啓発のほうは行っておりますけれども、今年は、10月4日ですけれどもゆめタウンのほうで啓発事業を行うのと、11月でしたけれども、こちらはJAまつりというふうに言われてますけど、ふれあいまつりでも啓発を行っていきなりたいと思っております。

○南澤委員長 佐々木委員。

○佐々木委員 この啓発の活動っていうのは、節目年齢を狙ったような活動というよりは、広く周知をするっていうところでの活動ということで合ってますか。

○南澤委員長 深田課長。

○深田<sup>健康・子ども課長</sup> そうです。いろんな方がいらっしゃると思います。子どもさんから高齢者に関わるまで、いろんな方を対象に受診勧奨をしていくのと同時に、今年は災害のときにお水が使えない避難所もあると思いますので、そちらのほうでお水が使えなくても口腔ケアができるようなグッズの紹介であるとか、そういったものもしていきたいと思っております。

○南澤委員長 ほかに質疑ありますか。

佐々木委員。

○佐々木委員 続いてなんですけど、2ページの3番(1)のはつらつ家族表彰のほうなんですけども、これ対象者がまず3歳児健診対象者全員に個別通知ということで、親子共についていうところで、結果的には4組ということだったんだと思うんですけども、3歳児対象者の人数っていうのは分かるんでしょうか。

○南澤委員長 答弁を求めます。

深田課長。

○深田<sup>健康・子ども課長</sup> 2024年度は125人でした。

○南澤委員長 佐々木委員。

○佐々木委員 この125人の3歳児をお持ちの親子の中で、当日というか家族表彰に來られたのが4組という理解でよろしいでしょうか。

○南澤委員長 深田課長。

○深田<sup>健康・子ども課長</sup> そのとおりです。

○南澤委員長 佐々木委員。

- 佐々木委員　これはちょっと人数的にどうか、対象者からすると少ないのかなというふうな印象なんですけども、これは要因は何かなというところで分析されてますか。
- 南澤委員長　答弁を求めます。  
深田課長。
- 深田健康・子ども未来課長　特に要因といったところは分析はしていないんですけれども、希望がなかったというふうに理解はしております。
- 南澤委員長　佐々木委員。
- 佐々木委員　恐らく日程が合わなかったとか、行ってもどのようなメリットがあるかというかっていうところにつながっていくのかなというふうに、自分個人的には理解というか、考えてしまったんですけども、子どもに口腔ケアとかっていうところを進めていくのは保護者の声があつてこそかなというところで、ここをアプローチしていくことっていうところが非常に重要なんじゃないかなというふうには考えるんですけども、今後のこの結果を見たときに、だんだん下がっていつていつていうところで、今後何か対策というか対応していこうっていつていつていうところの思いというか、予定みたいなのはあるんでしょうか。
- 南澤委員長　答弁を求めます。  
深田課長。
- 深田健康・子ども未来課長　はつらつ家族表彰に限ったところでは特にはないんですけれども、今育児相談であるとか、4か月健診、10か月相談、1歳半健診、2歳児相談、3歳児健診等、去年も計72回、延べ800人余りの方に口腔ケアの指導や、ブラッシング指導、仕上げ磨きの指導や食生活について歯科衛生士、管理栄養士、保健師等で指導のほうは行っているんですけれども、年に1回のはつらつ家族表彰に限らず、こういったところで、歯科保健事業のほうは推進していきたいと思っております。
- 南澤委員長　ほかに質疑はありませんか。  
浅枝委員。
- 浅枝委員　先ほど佐々木議員の答弁のところ、はつらつ家族表彰のときに、私もちょっと写真でしか見たことないんですけど、表彰式のときに表彰状か何かを表彰をされた方にお渡しされてたと思うんですが、先ほどの125名中4名以外の121名の方には、特にそういう賞状とかはお渡しにならないんでしょうか。
- 南澤委員長　答弁を求めます。  
深田課長。
- 深田健康・子ども未来課長　ほかの対象者の方には特にありません。
- 南澤委員長　浅枝委員。
- 浅枝委員　予算がかかることなので、大変だと思うんですけど、小さいお子さん、私もそうだったんですけど、ちっちゃい子どもさんそういう目に見えた表彰状とかを見ると喜ばれるので、保護者の方のタイミングが合わ

なくて出席されなかったという方たちに対しても、何かそういうものをすることによって、ごきょうだいとかいらっしゃった場合に、じゃあ僕も頑張ろうとか、そういう意欲につながるんじゃないかとか思うんですが、そういうのをちょっと御検討いただける可能性があるのかどうかお伺いします。

○南澤委員長 深田課長。

○深田健康・こども未来課長 この事業は市の歯科衛生連絡協議会のほうで予算を積み上げて、実施している事業なんですけれども、いずれにいたしましても、こちらの連絡協議会のほうと連携を取りまして、そちらのほうも考えていきたいと思っております。

○南澤委員長 ほかに質疑はありますか。

熊高委員。

○熊高委員 先ほど課長から健康診断の定着率、定期健診の定着率のお話ありましたが、その場所で、対象者、歯科検診も一緒にすれば、受診率かなり上がるんじゃないかと思っておりますけれども、その辺御検討はいかがでしょう。

○南澤委員長 深田課長。

○深田健康・こども未来課長 大変いいアイデアだとは思いますが、健診の場合にはかなりの多くの方が受診をされます。そちらの歯科検診についても、また歯科医師の先生と相談しながらはなってくると思っておりますけれども、また検討していきたいと思っております。

以上です。

○南澤委員長 ほかに質疑ありますか。

新田委員。

○新田委員 先ほど課長答弁の中で、他市町でお医者さんに行きたいということも広域連合に歯科医をしくということだったと思うんですが、恐らく歯医者さんは、結構、この歯医者さんじゃないと駄目っていう、そういった方が多いのかなとお見受けするんですけれども、であれば広島県の中のどこへ行ってもいいっていうことを言っていただければ、もっとこれ数字が伸びて、健康増進に役立つかなと思われるので、その辺しっかり要望のほうももう一回やっぱり力を入れていただきたいというのが、率直に感じた部分なんですけど、何かあれば答弁いただけますか。

○南澤委員長 答弁を求めます。

深田課長。

○深田健康・こども未来課長 確かに歯科医院の先生も、かかりつけの歯科医院を持ってもらうというのはとても大切で、今まで市内の歯科の先生のほうに委託契約をして実施してきておりました。

ただ先ほども説明しましたが、20歳、30歳の方、市外にお勤めの方もいらっしゃいますので、市外で検診が受けれるようにとといったところで、広域で受けれるように、県のほうには要望を出しておりますの

で、またそちらのほうも県と協力をしながら進めていきたいと思っております。

○南澤委員長 佐々木委員。

○佐々木委員 先ほど熊高慎二委員のところの、ポスター掲示とか啓発のところなんですけども、この所管事務調査の資料で書いてあるのは、本庁各支所、市内歯科医院というところで、なかなか最近本庁含めてですけども、各支所に行く機会っていうところも少なく、むしろ少なくしていくような流れの中で、掲示しているポスターの位置っていうところの効果が薄いのかなというところと、市内歯科医院に貼られている、自分もクリーニングに行ったときに見たんですけども、既に行かれてる人に見せてもなというところもちよっと思ったりもしまして、もう少し日常的に目に触れるような場所っていうところに、今後は掲示していくほうがいいのかというもちよっと考えたんですけども、その辺りの今後の取組について教えてください。

○南澤委員長 答弁を求めます。

深田課長。

○深田健康こども未来課長 紙ベースでの掲示の啓発っていうのは、今おっしゃっていただいたように限界があると思いますので、今後もSNS等を活用した啓発のほうをしていきたいと思っております。

○南澤委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○南澤委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。  
以上で歯と口腔ケアに関することの調査を終了します。  
ここで説明員の入替えのため11時10分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○南澤委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

続いて報告事項に移ります。

吉田地区認定こども園の進捗状況について報告を求めます。

佐藤児童保育課長。

○佐藤児童保育課長 それでは、吉田地区認定こども園の進捗について御報告いたします。

説明資料2、1ページをお開きください。事業の概要でございます。

吉田地区認定こども園の整備につきましては、本年2月の全員協議会及び3月の産業厚生常任委員会において、災害危険区域に位置している吉田保育所、吉田幼稚園と近隣にあるみつや保育所を建て替えに合わせ統合し、民間活力の導入により、保育所機能と幼稚園機能を併せ持つ幼保連携型認定こども園として整備する基本方針を御報告させていただいたところでございます。

2、これまでの進捗状況でございますが、6月19日に土地売買仮契約を締結し、27日市議会での議決後、本契約に移行いたしました。

7月3日、整備測量調査設計業務委託を締結いたしました。

8月18日、農業振興地域の除外申請が許可され、19日に農地法第5条の規定による許可をいただきました。それを受け、22日に登記の所有権移転を完了しております。

3、運営法人の選定についてでございますが、7月7日に募集要項を配布し、8月8日を期限として申請の受付を行った結果、1法人から応募がございました。

その後、8月26日に安芸高田市民間保育所等設立運営法人候補者選定委員会において、面接審査を実施し、その審査結果を受けて、9月2日に設立運営法人を決定しております。

決定した運営法人は、社会福祉法人報正会でございます。

報正会におかれましては、私立の入江保育園を運営しておられ、現在、安芸高田市立みつや保育所と吉田保育所の指定管理を受託していただいております。

長年にわたり、地域に根差した保育事業を展開されており、豊富な実績と子どもたちの個性を尊重し、子どもたちが豊かな人間性を育み、将来にわたって自分で考え、行動する生きる力を育むことに重点を置いておられます。また、地域との連携を積極的に図る姿勢も高く評価いたしました。

今後は、社会福祉法人法相会と連携し、地域の子どもたちが健やかに成長できる、安全で安心な認定こども園の開園に向け事業を進めてまいります。

4、今後の予定でございますが、地元及び保護者への説明会を開き、認定こども園の建設、運営方針や保育内容等について説明をさせていただきます予定です。

また、用地の造成設計については、このたび決定した運営法人とも協議しながら実施し、令和8年度（2026年度）には造成工事に着手できるよう事業を進めてまいります。

運営法人に決定いたしました社会福祉法人報正会においては、建築工事の実施設計を行い、令和11年4月（2029年4月）の開園に向けて、施設整備を行う予定としております。

5、概算事業費でございますが、現時点での計画上の数字で申し上げますと、認定こども園整備費に係る総事業費の概算を、令和4年（2022年）に開園したやちよ保育園、平成31年（2019年）に開園した甲田いづみこども園の事業費を基に算出し、11億1,057万5,000円と試算しておりますが、今後の物価変動や設計内容等によって変動する可能性があります。

認定こども園の整備を進めるに当たり、その主要な財源として、就学前教育・保育施設整備交付金の申請を予定しており、概算事業費のうち、国負担分が2億6,091万5,000円、市負担分が6億1,466万1,000円、法人負担分が2億3,499万9,000円と見込んでおります。

6、補助対象経費でございますが、5、概算事業費に係る就学前教育・保育施設整備交付金の国庫補助金対象部分の基準額部分と、基準額超過部分に分けてお示ししたものになります。

整備交付金は、国が定める基準額表により、保育所部分の定員数及び教育部分の定員数のそれぞれで交付金総額を算出し、合算して交付されることになっております。

以上で説明を終わります。

○南澤委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

佐々木委員。

○佐々木委員 一番最後につけられているスケジュールのほうなんですけども、先ほどの説明の中で、造成計画のほうは運営法人のほうと協議をしながらっていうことではあったんですけども、既に造成設計のほうは進捗としては進んでいるような状態っていうふうになったときに、市として、このこども園っていうところをどのようなこども園にしていきたいかっていうところの、コンセプト的なところっていうのも併せて協議をされている状況という理解でよろしいでしょうか。

○南澤委員長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

佐々木建設部長。

○佐々木建設部長 今のちょっと進捗を、先にお話しさせていただくと、前回の委員会的时候に、今回の造成についての業務は、測量、それから地質調査、造成設計、この3つであるというふうにお伝えをしたと思います。

今、進んでおるのは、測量設計業務、中心線、縦断、横断、この測量を終えております。

これから造成のほうの設計に入っていきますけども、まず関連法、例えば宅地開発における行為であったり、今度そこに盛土をする。そうした場合に盛土規制法、土砂災害法、それから河川の浸水で、今回、都市定、特定都市河川に江の川がなってますので、雨水貯留阻害行為であるとか、そういった法に接触するものを今整理をしている段階で、これからそういった建物を今度設計するに当たる部分については、これからそのコンセプトというものについては、お互いが協議をしながら決めていく、そういう形になろうかと思っております。

以上です。

○南澤委員長 佐々木委員。

○佐々木委員 でしたら、その部分はこの今度造成工事のほうのスケジュールの期間の中の、後半っていうような形を取りながら、並行して進めていくよ

うな理解でよろしいでしょうか。

○南澤委員長

佐々木部長。

○佐々木建設部長

今月中には、この報正会さんのほうでコンサルの業者が決まるというふうに考えておりますので、恐らく10月中には、双方が集まった協議、これができるんであろうというふうに思います。

まず建物位置を決定することが1つ、場所としてどこにするのかっていうのが1つ大きなところになると思いますが、その先のイメージ図、その辺についても一旦整理して、また議会のほうでお話をしないといけない場面というのはあるかと思います。

以上です。

○南澤委員長

ほかに質疑ありますか。

秋田委員。

○秋田委員

1ページで今後の予定として、令和7年12月から1月の間で国県補助金を申請されることがここにうたわれてあり、次のページで概算事業費としてここに掲載してあるんですが、そこで、この金額で既に12月、1月は申請をされるんですか。

○南澤委員長

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

佐藤課長。

○佐藤児童保育課長

このスケジュールに載せております、国県申請のほうは、事前申請をする必要がございまして、保育所の整備をこの年度に行いたいということと、概算事業費としてこれぐらいを想定しているという段階での事前申請になります。

○南澤委員長

秋田委員。

○秋田委員

この概算を出しておられる金額がそうなのかなと思ったんですけど、さっき説明の中で、物価変動で価格が変わってきますよという説明があって、じゃあ変わったときに、国も県もあるいは法人、市の負担分も変わってくるじゃないですか。

一番お伺いしたいのが、国県の補助が、それに対応して変わってくるのかということがお伺いしたかったんで、そこら辺りはどうなってるんでしょうか。

○南澤委員長

答弁を求めます。

佐藤課長。

○佐藤児童保育課長

現在試算しております概算事業費に対する国の基準額は、基準額限度額いっぱいをご想定しております。

基準額の限度額をしておりますので、事業費が上がった場合に、追加補助というものはございません。

○南澤委員長

秋田委員。

○秋田委員

いやそこが聞きたくて。だから、国はもうこれ以上は補助はしてくれないから、上がった分だけは市の負担、法人の負担になるんでしょうか。

- 南澤委員長 答弁を求めます。  
佐藤課長。
- 佐藤児童保育課長 委員のおっしゃるとおりでございます。
- 南澤委員長 秋田委員。
- 秋田委員 そこでまた法人の方も、そのことは納得されていらっしゃるのでしょうか。
- 南澤委員長 答弁を求めます。  
佐藤課長。
- 佐藤児童保育課長 応募の段階で、補助額につきましては、基準額をお示しをしております。
- 南澤委員長 秋田委員。
- 秋田委員 だから上がったときに、補助金の負担も上がるんでしょう、法人の方も。  
この額で決まりじゃなくて、それに相応して上がっていくとしたら、法人の方も上がるのは覚悟してますよということで理解をさせてもらってもいいんですか。上がるとは限りませんけれども、それを想定もされているということであれば、どうなのでしょうかとということです。
- 南澤委員長 答弁お願いします。  
佐藤課長。
- 佐藤児童保育課長 法人のほうに覚悟していただいておりますかというところまでのお話はしておりませんが、国の補助金の限度額がこれだけで、残りは市と法人の負担になりますというところについては、御説明が済んでおります。
- 南澤委員長 秋田委員。
- 秋田委員 だから、そこが今度はちょっと市長にお伺いするんですが、そこら辺り、経費的なことが、恐らく概算予算、上がってくるんじゃないかなという気がするんですが、どのように想定を市長はされておるんですか。
- 南澤委員長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤本市長 先ほど課長が言いましたように、これ限度額、国のほうもいっぱいいっぱいなんで、これ以上はもう国に求めても難しい状況です。  
ですんで、従来よりも法人さんには残りの部分を負担率に応じて市と法人で負担をしていくということなんで、恐らく法人さんもある程度の予測というか、立てておられると思うんで、今度調印式を行いますんで、その後の打合せのときに、もう一度そこはしっかりと確認をさせてもらうということに進めていきたいと思えます。  
そして物価高騰なんで、どうしても費用の部分は上がってくるんだろうと思えます。そこはもう法人さんとしっかりと基準どおりで話をして、工期に遅れのないように早く完成、開園を迎えられるように進めていきたいと思えます。  
以上です。

- 南澤委員長 ほかに質疑はありますか。  
金行委員。
- 金行委員 報正会さんが気持ちよく了解をしてくれたってということで、今、秋田委員が言ったように、いろいろな経費のことはありましようが、この経費は11億少々ということで、今から物価の上昇にあっても、いろいろと10億という経費の中でやってくということですが、10億、11億という、その経費もいろいろあると思いますが、私は地元の説明、これはまだまだいうことで今からということですが、これが非常に懇切丁寧、納得、説得にやっていかないけんということですが、この点はどこまでのどのような方針、どのセクション、どの地の大きさということで考えておられますか。その1点をお聞きします。
- 南澤委員長 答弁を求めます。  
藤本市長。
- 藤本市長 この1ページですね、1ページの状況の一番下、4のほうに今後の予定というのがあります。  
9月から12月、地元及び保護者説明会ということで、こちらのほうを丁寧にやっていきたいと思えます。  
まだ地元の方も、こちらのほうから直接は出向いてませんので、地権者等は、当然言ってますけども、周辺の方は、報道の中でここにできるんだなということ存じていただいとる程度ですので、ここは私も一緒に出席をして、説明をしていきたいというふうに思えます。  
保護者、今通っておられるお子さんに対しての保護者に対しても、しっかりと説明をしていきたいと思えます。  
以上です。
- 南澤委員長 ほかに質疑はありますか。  
熊高委員。
- 熊高委員 3ページ目、スケジュールについてなんですけども、中段。  
運営事業者の公募選定決定の中で、広島県へ設置認可とありますけども、こちら建築工事が終了してからのスケジュールになっておりますが、設置認可というのは、届出なのか許可なのか、その辺詳しく教えてください。
- 南澤委員長 答弁を求めます。  
佐藤課長。
- 佐藤児童保育課長 申し訳ございません。また確認をいたしまして、改めて御報告させていただきますのでよろしいでしょうか。
- 南澤委員長 ほかに質疑はありますか。  
佐々木委員。
- 佐々木委員 2ページの6番、補助対象経費の割合のほうなんですけども、先ほど事前協議のほうでは、この割合の金額で事前のほうの概算で協議を進めていくというような御説明だったんですけども、この就学前教育・保

育施設整備交付金の補助割合のほうっていうのに、新子育て安心プランに参加する等の一定の要件を満たす場合において、負担割合のほうは、国のほうが3分の2、市区町村が12分の1、設置主体4分の1というふうにあるんですけども、この新子育て安心プランっていうところに、事業として乗っかっていくっていうような方針はなかったのか伺います。

○南澤委員長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。  
暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時29分 休憩

午前11時31分 再開

~~~~~○~~~~~

○南澤委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。  
井上福祉保健部長。

○井上保健福祉部長 先ほど御提案いただいた、新子育て安心プランに該当する場合ということでしたけども、現在よりよい補助割合の補助金があれば、ちょっと今から検討させていただこうというふうに考えております。  
以上です。

○南澤委員長 ほかに質疑はありますか。  
〔質疑なし〕

○南澤委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、吉田地区認定こども園の進捗状況についての報告を終了いたします。  
ここで説明員退席のため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時32分 休憩

午前11時33分 再開

~~~~~○~~~~~

○南澤委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
これより建設部に係る報告事項に入ります。  
下水道等加入促進対策について報告を求めます。  
山崎下水道課長。

○山崎下水道課長 それでは、下水道等加入促進対策についての説明資料の裏面を御覧ください。

1の経過と趣旨について御説明します。

2行目、人口の減少により下水道使用料金が減収する中、下水道未加入者に対し加入促進対策として、受益者負担金等を減額することにより、下水道未加入者に加入を促し、収益向上を図るとともに、安芸高田市下水道事業の健全な運営を目指すため、今後の下水道使用料金の改定に反映させることを目的としたいと考えます。

2の改定の内容です。

一般家庭等について、2026年度から2028年度までの3年間に限り、現在の受益者負担金等を22万円に減額したいと考えます。

下の表は別表第4、4条関係、安芸高田市下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例の別表を示したものです。

各区分の負担金等を22万円と読み替える形で検討したいと考えます。

次に、下水道等加入促進対策に該当する対象者についてですが、下水道処理区域内に現存する家屋の所有者で、対象の物件は下水道等に接続していない、くみ取り及び浄化槽等を使用する家屋が対象となります。

なお、定住促進対策も併せて対応したいと考えるため、新築家屋等についても、今回の対象に含むものとしてと考えております。

3のスケジュールです。

スケジュールについては、先ほど委員長からもありましたように、12月議会で条例改正の提案をさせていただき、2026年1月から3月中にホームページ、広報、それから排水設備工事を行う指定工事店への周知を行いたいと思います。

その後、2026年4月1日から減額適用を開始したいと考えます。

以上で説明を終わります。

○南澤委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

佐々木委員。

○佐々木委員 現状の供用開始の区域の中に限ってのことかなというふうに思うんですけど、そこの境とかっていうところの方、要は、区域外流入みたいな形を取ったりっていうことはない理解でよろしいのでしょうか。

○南澤委員長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

山崎課長。

○山崎下水道課長 現状として、下水道の処理区域というのは国の認可を受けて、そのエリアを定めたものでありますので、区域外については、今下水道課として、浄化槽の整備区域として浄化槽で整備するように事業を進めておりますので、そちらのほうで下水道等への接続替えというところをやっていきたいと思います。

以上です。

○南澤委員長 ほかに質疑ありますか。

〔質疑なし〕

○南澤委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了し、下水道等加入促進対策についての報告を終了いたします。

ここで執行部退席のため、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時38分 休憩

午前11時39分 再開

~~~~~○~~~~~

- 南澤委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
次に、陳情要望等の審査に入ります。  
女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情の件を議題といたします。  
この陳情は、令和7年6月24日の産業厚生常任委員会の審査において、継続審査と表決が競合いたしました。国の情勢が変わるため、継続すべきとの意見や、研究テーマで残すべきとの理由から、継続審査となったものです。  
それでは、意見等ある方は発言を願います。  
佐々木委員。
- 佐々木委員 意見を述べさせていただきます。  
私のほうは、前回定例会の際は採択しないとしての意見を述べさせていただきました。  
理由としては、その他の条約、この選択議定書以外の条約に関する選択議定書も批准していない中で、より大枠での検討が必要ではないかというものでした。  
委員会において結果として継続審査とすることになり、この3か月間は書籍や記事を通じて情報を集めていく中で、自分の印象としては、これまでの歴史の中で女性が受けてきた差別、そして今もなお平等とは言えない事象ということがまだ根強くあること、また、女性差別だけでは包括できない多様な性、最近ではインターセクショナルリティというような言葉で表されるんですけども、そういう差別が存在することということで、少し理解ができてきました。  
1つの考え方として、今の社会は女性差別だけではなく、セクシュアルマイノリティ全体に対する差別について考える必要があるのではないかというふうに、考えとして浮かんでまいりました。  
自分自身が意見として持っていた大枠での検討をしていく意味でも、女性差別撤廃条約の選択議定書を前に進める、これ以上の大きな問題について捉えていくべきではないかというふうに、今現在では考えるようになっております。  
よって当該陳情については採択すべきという方向で意見を述べさせていただきました。  
以上です。
- 南澤委員長 ほかに発言はありますか。  
熊高委員。
- 熊高委員 前回の委員会でも述べさせていただきましたが、差別がない世の中でないといけないというのが前提にあります。  
その上で、改めて研究する中で、現在国において司法制度や実務体制の課題について議論、検討を重ねている段階であり、国内法制を整備する必要があると考えております。

検討が進んでいる段階で、批准を早急に求めることは、時期尚早である  
と考えるため、今回も採択なしと考えます。

以上です。

○南澤委員長 ほかに発言はありませんか。

秋田委員。

○秋田委員 私のほうも不採択ということで意見を述べさせていただきたいと思  
います。

前回私は、国がまだ決めたこともないし、どういうふうにしていくか  
もよく分からない状況ということ踏まえて、継続審査ということでお  
願いをした経緯がございますが、今回国がこの撤廃条約議定書を批准し  
ない理由として調べたら、やっぱり簡単に司法権の独立を犯す可能性が  
あるという懸念があるということでございました。

このことについては意見書が出るくらいですから、いろんな多方面か  
ら意見があると思うんですね。

ちゃんとやらにやいけんのじゃないかということはあると思うんです  
が、自分なりに判断する材料として、政府が議定書について司法権の独  
立を犯す可能性があるとして批准を見送っている理由として、1点は自  
由権規約第一選択議定書には、国民が人権侵害を自由権規約委員会に報  
告する権利が規定されておりますが、この報告制度が日本の司法制度に  
おいて、裁判所の判断に影響を与える可能性があるという指摘があるこ  
とが1点と、2点目として、日本の司法制度は、裁判所が独立して判断を  
下すことが求められており、自由権規約第一選択議定書による報告制度  
が導入されることで、裁判所の判断に影響を与えることが懸念されてい  
るという点がございました。

政府のほうは、報告制度が司法制度に影響を与えることが懸念される  
ため、今のところは批准を見送っていますと。

ただ、国のほうも国民が人権侵害に対してより直接的に訴えることが  
できるようにするために、報告制度の導入に向けた議論は進められてい  
るというふうに聞いております。

ゆえに、今、国が国内の司法を立法との課題について触れ、また各方  
面からの意見も踏まえて検討を進めているという判断の下で、今回の陳  
情については、今後の政府の動向をしっかりと注視やはりしていくことが  
必要だということも含めて、私は不採択とすることが望ましいと考えて、  
意見を言わせていただきました。

以上です。

○南澤委員長 ほかに発言はありませんか。

浅枝委員。

○浅枝委員 私は、採択に賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

私自身は、女性として社会の中で感じてきた小さな違和感や不公平、  
そういったものを見て見ぬふりをして駆け抜けてきました。

向き合うのが正直つらかったという部分もありますし、何より差別を一番もしかしたら自分は感じていたのかなと、そういうところから目をそらしてしまっていたという過去があります。

ただ今回、女性の人権を守る制度についてじっくり考える時間をいただいて、見て見ぬふりをしてきた頃には気づけなかったことによりやく少し気づけたように感じました。

それはたとえ1人でも差別に真正面から立ち向かう女性には、国際的な救済が必要だということ。そして全ての差別をなくしていくための第一歩が、この選択議定書の批准なんじゃないかなということ。

この陳情を採択することは、今の女性たちだけでなく、これからの世代の女性たちが、もっと自由に、もっと安心して生きていける社会をつくるための大切な一歩だと思います。

地方から国へ、そして国際社会へとつながるこの声を、私たちの市から届けたい、そう強く願っています。

以上、賛成の意見です。

○南澤委員長 ほかに発言はありませんか。

新田委員。

○新田委員 今回の両方の意見を聞かせていただいて、私は前回、今回は不採択ということでお話しさせていただいたんですけども、陳情の趣旨は重要であり、先ほどお話しされたとおりでと思うんですが、真摯に受け止めるべき内容だということはよく理解しております。

しかしながら、政府が慎重に検討を進めている現状を踏まえ、現時点での採択は、今は時期尚早とか判断をしかねるということが私の思いであります。

よって本陳情については、不採択とすることが適当であるとの判断に至りました。

以上です。

○南澤委員長 ほかに発言はありませんか。

〔発言なし〕

○南澤委員長 発言なしと認め、以上で意見を終了します。

それでは、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情の件を起立により採決いたします。

本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○南澤委員長 起立少数と認めます。

よって本件は不採択と決しました。

以上で、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情の審査を終わります。

続いて、その他の項に入ります。

それでは、閉会中の継続調査事項について御協議願います。

暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時48分 休憩

午前11時56分 再開

~~~~~○~~~~~

○南澤委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。  
皆さんから、閉会中の調査事項について御意見を伺いたいと思います。  
御意見はありませんか。

佐々木委員。

○佐々木委員 本日、所管事務調査を受けた歯と口腔ケアに関することについて、  
今後さらに調査をして本市に適した政策提案まで進めていければという  
ふうに考えますので、継続調査を希望します。

以上です。

○南澤委員長 それでは、先ほど御意見いただきました通り、別紙一覧を継続調査  
事項として、定例会最終日に、閉会中の継続調査の申出をいたしたいと  
思いますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○南澤委員長 異議ありませんので、さよう取り計らわせていただきます。  
よって、会議規則第109条の規定により、議長に閉会中の継続調査を  
行う旨の申出を行います。

その他、皆様から何かございませんか。

〔発言なし〕

○南澤委員長 ないようでしたら、これでその他の項を終わります。  
なお、本日の議案審査に係る委員会報告書の作成について、皆さんか  
ら御意見等ありましたら発言願います。

〔発言なし〕

○南澤委員長 それでは、委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任い  
ただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕

○南澤委員長 異議ありませんのでさよう決定いたしました。  
以上で本日の委員会の議事は全て終了しました。  
これをもって第6回産業厚生常任委員会を閉会いたします。  
御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午前 11時58分 閉会